

第四次地域管理経営計画書（案） （置賜森林計画区）

（第二次変更計画）

計画期間 { 自 平成 2 4 年 4 月 1 日
 至 平成 2 9 年 3 月 3 1 日 }

（第一次変更 平成 2 5 年 3 月）
（第二次変更 平成 2 7 年 3 月）

東 北 森 林 管 理 局

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

- 1 主伐・再造林による森林吸収源対策を推進するため伐採総量及び更新総量を変更する。

【変更項目及び頁】

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

- 4 主要事業の実施に関する事項 1

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

4 主要事業の実施に関する事項

(1) 伐採総量

単位：m³

区 分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
計	3 6 , 8 5 2	7 2 , 5 6 0 (1 , 1 5 4)	2 , 5 0 0	1 1 1 , 9 1 2

注1) () は、間伐面積（単位：ha）である。

注2) 臨時伐採量とは、事業の支障木や被害木など、あらかじめ箇所ごとの伐採量を見込むことが困難なものである。

(2) 更新総量

単位：ha

区 分	人工造林	天然更新	計
計	6 5	8	7 3

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。